

## 第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルート的位置や基本的な道路構造等を検討する段階における事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。

調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについては、表 5-1 に示すとおりです。

また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法とし、評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。

表 5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地 <sup>※1</sup> の位置	既存資料	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
道路の存在による地形及び地質（地下水）	重要な箇所 ・重要な地形及び地質、湧水 <sup>※2</sup>	既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地 ・重要な動物種 <sup>※3</sup>	既存資料	重要な種の生息地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地 ・重要な植物群落 <sup>※7</sup> ・巨樹・巨木林 <sup>※8</sup> ・天然記念物 <sup>※9</sup>	既存資料	重要な種・群落の生育地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 <sup>※12</sup> ・重要拠点区域及び生態回廊 <sup>※13</sup> ・自然公園 <sup>※10</sup> ・鳥獣保護区 <sup>※4</sup> ・保安林 <sup>※14</sup> ・ラムサール条約登録湿地 <sup>※5</sup> ・保護水面、採捕禁止区域 <sup>※6</sup> ・緑地環境保全地域 <sup>※15</sup> ・ヨシ群落保全区域 <sup>※16</sup> ・生息・生育地保護区 <sup>※17</sup> ・自然100選 <sup>※18</sup>	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源 <sup>※11</sup>	既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

- ※1) 集落・市街地の既存資料：「土地利用細分メッシュデータ」（令和元年7月19日現在、国土数値情報 HP）の建物用地
- ※2) 重要な地形及び地質の既存資料：「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」（平成12年、日本の地形レッドデータブック作成委員会）、湧水の既存資料：「湧水保全ポータルサイト」（令和元年7月19日現在、環境省 HP）
- ※3) 重要な動物種の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査 滋賀県」（昭和54～56年、環境庁）他
- ※4) 鳥獣保護区の既存資料：「平成30年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図」（平成30年10月、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）
- ※5) ラムサール条約登録湿地：「ラムサール条約と条約湿地」（令和元年7月19日現在、環境省 HP）
- ※6) 保護水面、禁止区域：「遊漁の手帖」（平成31年3月、滋賀県農政水産部水産課）
- ※7) 重要な植物群落の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査」（昭和56年、環境庁）、「滋賀県自然環境保全条例」（昭和48年10月9日滋賀県条例第42号）、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」（平成4年3月30日滋賀県条例第17号）
- ※8) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査」（昭和63年～平成5年、環境庁）、「第6回自然環境保全基礎調査」（平成11年～17年、環境省）
- ※9) 天然記念物の既存資料：「文化財目録」（令和元年7月19日現在、滋賀県 HP）
- ※10) 自然公園の既存資料：「自然環境保全課【自然公園 特別地域（特別保護地区）】関係の申請書」（令和元年7月19日現在、滋賀県 HP）
- ※11) 主要な眺望点、景観資源の既存資料：「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）他
- ※12) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省）
- ※13) 「滋賀県バイオトープネットワーク長期構想」（平成21年2月、滋賀県）
- ※14) 「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）
- ※15) 「滋賀県自然環境保全条例」（昭和48年10月9日滋賀県条例第42号）
- ※16) 「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」（平成4年3月30日滋賀県条例第17号）
- ※17) 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日滋賀県条例第4号）
- ※18) 「守りたい育てたい湖国の自然100選」（滋賀県）

複数案のルート選定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標の達成度について、経済面、社会面、環境面などを総合的に比較検討し、表 5-2 に示すとおり、①案：都市計画道路活用ルート、②案：山側ルート、③案：国道 8 号拡幅ルートの 3 案を選定しました。

表 5-2 ルートの概要

	【①案】 都市計画道路活用ルート	【②案】 山側ルート	【③案】 国道 8 号拡幅ルート
ルートの概要	既存の都市計画道路幅（彦根長浜幹線）を最大限活用したバイパスにより交通容量を拡大する案	支障移転による既成市街地への影響を最小限に抑えるため、彦根市街地の山側に導入したバイパスにより交通容量を拡大する案	現道（対面 2 車線）を 4 車線に拡幅（一部、立体交差）し、交通容量を拡大する案

本事業に係る計画段階配慮事項について、各ルート帯における環境影響を検討した結果は、以下のとおりです。

①案は、地形及び地質（地下水）の 1 つの環境要素において、環境影響の程度が極めて小さく、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観の 6 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価しました。

②案は、地形及び地質（地下水）の 1 つの環境要素において、環境影響の程度が極めて小さく、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観の 6 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価しました。

③案は、地形及び地質（地下水）の 1 つの環境要素において、環境影響の程度が極めて小さく、動物、生態系の 2 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さく、大気質、騒音、植物、景観の 4 つの環境要素において、環境影響の程度が他のルート帯より大きいと評価しました。

よって、③案は、他のルート帯より環境影響が大きいと評価しました。

また、①案と②案では、大気質、騒音においては、①案の方が集落・市街地を通過する割合が大きく、②案より環境影響は大きいと評価しました。一方、植物、生態系、景観においては、②案の方がまとまって存在する自然環境や重要な箇所を多く通過する結果となっています。動物においては、重要な種の生息地を通過する箇所は①案、②案で同じ結果となっています。

なお、②案については地山改変を極力小さく出来る構造も検討することから、起点側の山地に存在する動物、生態系、景観への影響は回避又は低減されることが予測されます。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地、重要な種の生息地等、重要な種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な箇所（重要な地形及び地質、湧水、主要な眺望点、景観資源）を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

## 第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第5条第1項第5号の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見と同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項第6号の規定に基づく都市計画決定権者の見解は、表6-1に示すとおりです。

表6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>ア. 市街地及び集落並びに学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という。）</p> <p>イ. 琵琶湖国定公園、湖東県立自然公園</p> <p>ウ. 主要な河川、水源地</p> <p>エ. 鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林</p> <p>オ. 「滋賀県景観計画」（平成21年3月滋賀県）において指定している景観形成地区、「彦根市景観計画」（平成19年6月彦根市）において指定している景観形成地域、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>カ. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財</p> <p>(2) 環境影響評価の項目の選定等</p> <p>今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記(1)の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p> <p>また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減しました。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減に努めます。</p> <p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。</p> <p>また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手續きにおいて、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
大気環境	<p>想定区域及びその周辺は、市街地及び集落が分布し、住居等が多数存在しているほか、市街地及びその周辺は自動車交通騒音が環境基準を超過している。特に、国道8号が通過する想定区域内の一部には都市計画において住居系利用地域に指定されている区域及び住居等が集中して立地している区域が存在する。このため、当該区域を通過することが想定される①案及び③案については、本事業の実施に伴う住居等への自動車交通騒音及び排気ガス等の影響を回避又は極力低減すること。特に③案は大部分が市街地及び集落を通過するルートであり、現道を拡幅することに伴う交通量の増大による自動車交通騒音及び排気ガス等の影響が大きくなるおそれがあることから、当該案の採用の判断に当たり、住居等への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、②案の採用を検討する場合においても、本事業の実施に伴う住居等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、市街地及び集落に対する騒音及び大気質による影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>
水環境	<p>本事業は、琵琶湖に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水環境に影響を回避及び極力低減する位置及び構造の採用により、地下水及び河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土地の改変等に伴う水の濁り等による影響、橋梁構造による河床掘削等に伴う水の濁り等による影響、トンネル構造による地下水及び河川流量等に対する水環境への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
動植物及び生態系	<p>想定区域及びその周辺は、琵琶湖国定公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、②案のルート上には、湖東県立自然公園の第3種特別地域等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討にあたっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息・生育地及び生態系への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び適切な環境保全措置の検討を行います。</p>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	<p>想定区域及びその周辺には、琵琶湖国定公園及び湖東県立自然公園の利用施設や「滋賀県景観計画」における「芹川河川景観形成地区」等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討にあたっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場への影響及び「滋賀県景観計画」における「芹川河川景観形成地区」等に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>
廃棄物等	<p>本事業は、市街地及び集落並びに山林を一部通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を抑制すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、土量バランスを考慮し、建設発生土及び廃棄物の発生量の抑制に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>
温室効果ガス	<p>工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等を踏まえて工事計画を検討します。</p>

## 第7章 計画段階環境配慮書の案についての意見と事業予定者の見解

### 第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

環境影響評価法に基づく配慮書の案について、事業予定者が、一般の環境の保全の見地からの意見聴取を行いました。意見聴取は、対策案（ルート帯案）を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境（騒音、大気汚染）に配慮し、できる限り影響を回避した道路」及び、「自然環境（動物、植物、生態系）に配慮し、できる限り影響を回避した道路」の2項目について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「どちらともいえない」、「あまり重視すべきでない」、「重視する必要ない」の5段階で回答していただきました。（アンケート調査：平成30年9月27日～平成30年10月27日（第2回意見聴取））

その結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき” “やや重視すべき”）は、「生活環境（騒音、大気汚染）に配慮し、できる限り影響を回避した道路」が72.7%、「自然環境（動物、植物、生態系）に配慮し、できる限り影響を回避した道路」が60.0%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業予定者の見解は、表7-1に示すとおりです。

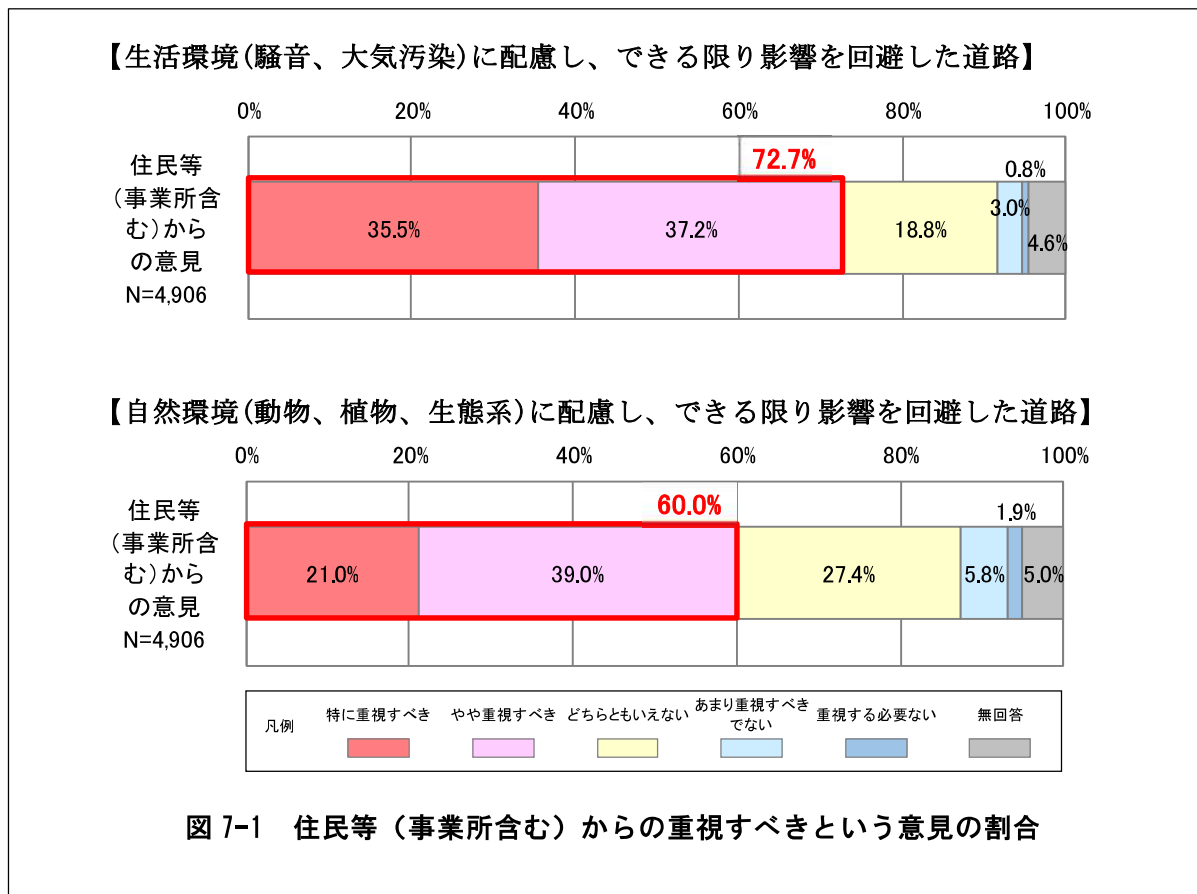


表 7-1 住民等（事業所含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	住民等（事業所含む）からの意見	事業予定者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい道路が抜け道を作って環境が悪くならないように。</li> <li>・環境も大事にしてほしい。</li> <li>・利便性の向上も大切だが、やはり生活・自然環境への影響を重視してほしい。</li> <li>・生活環境、自然環境への影響を特に重視する。</li> <li>・産業・観光の振興も大切ですが、やはり、人・自然への負荷の無い、安全管理（保全、ランニングコスト等）継続性を考えるべき。</li> </ul> <p style="text-align: right;">他 7 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
生活環境（大気質・騒音）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離になっても良いので、住宅街から離れた道をお願いします。</li> <li>・交通量の増加、車両の大型化により、公害（騒音）が大きくなっていることを考えるべき。</li> <li>・生活環境に配慮すべき。</li> <li>・渋滞、騒音、振動等に悩まされている住民に配慮すべき。</li> <li>・早朝と夜に高速道路のようなスピード車、自宅の車庫の出入りもままなりません。バイクの騒音が特に多い。</li> </ul> <p style="text-align: right;">他 45 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
自然環境（動植物・生態系）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来のためにも、自然を残しつつ、道路計画をして欲しい。</li> <li>・動植物への影響ができるだけないよう、検討いただきたい。</li> <li>・自然環境は守って欲しい。動物は文句が言えないから。</li> <li>・既存の道を拡張し、自然環境を配慮する。</li> <li>・どの都市も同じような景色になっている。このエリアの自然など特徴を壊さないようにしてほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">他 18 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動植物・生態系等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>

## 第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解

環境影響評価法に基づく配慮書の案について、事業予定者が、関係する地方公共団体の長からの意見聴取を行いました。意見聴取は、道路事業の計画段階評価に関わる意見照会において、配慮書の案の意見も兼ねて滋賀県知事、市町長に行いました。その地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解は、表 7-2 に示すとおりです。

表 7-2(1) 地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解

No	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業予定者の見解
1	滋賀県知事	配慮書以降の図書において、路線選定の経緯を適切に記載するとともに、大気環境（大気質、騒音、振動等）、水環境（水質、地下水等）、土壌環境、動植物および生態系、景観、文化財・伝承文化、廃棄物、温室効果ガスの環境への影響などの環境要素を適切に選定し、調査、予測および評価を行い、本事業の実施による環境影響を回避または極力低減してください。	本配慮書において、これまでの検討経緯、複数案の設定にあたっての考え方を記載しました。方法書以降の図書においては、事業特性を勘案し、大気環境、水環境等の生活環境への影響や土壌、動植物、景観、文化財等の自然環境への影響などの環境要素を適切に選定し、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
2	彦根市長	計画を具体化していただく際は、大気や騒音等による生活環境への影響について回避・低減に努めていただくほか、ルート帯は山間地を通過するため、生息・生育環境、景観への配慮もお願いします。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の生活環境への影響や動植物、景観等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
3	近江八幡市長	周辺の住環境、市民生活に対しまして十分ご配慮いただき、必要な手続きを進めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の生活環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
4	東近江市長	事業実施に向けては、大気質、騒音、水質等の生活環境への影響に配慮するとともに、重要な動植物の生態系や景観にも配慮した自然環境等、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音、水環境等の生活環境への影響や動植物、景観等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7-2 (2) 地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解

No	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業予定者の見解
5	愛荘町長	<p>当該区間は農業振興地域、集落を通過することから、農業振興地においては地域の生活環境および自然環境への影響をできるかぎり回避・低減に努めていただきますよう配慮をお願いします。</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音、水環境等の生活環境への影響や動植物、景観等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
6	豊郷町長	<p>事業実施に向けては、地域の生活環境や自然環境への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の生活環境への影響や動植物、景観等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
7	甲良町長	<p>事業実施に向けて、当町を通過するため、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響に配慮するとともに、農業産業に配慮し、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音、水環境等の生活環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
8	多賀町長	<p>事業の実施に向けては、動植物の生息・生育地等の自然環境に配慮するとともに、周辺の住環境や住民生活への影響をできる限り回避・低減するよう努めていただきますようお願いいたします。また、多賀町には周知の遺跡範囲に指定している箇所もあることから文化財に対しても十分ご配慮いただきますよう重ねてお願いします。</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の生活環境への影響や動植物、文化財等の自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>

## **第8章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解**

環境影響評価方法書を環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条及び第8条第1項の規定に基づき、令和2年8月25日から9月24日まで縦覧に供し、令和2年8月25日から10月8日まで意見を求めました。

方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出はありませんでした。

## 第9章 環境影響評価方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づき、令和2年12月24日に環境保全の見地からの滋賀県知事の意見が提出されました。

方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解は、表9-1に示すとおりです。

表9-1(1) 方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>[全般的事項(1)]</p> <p>今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続にあたっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めます。</p>
2	<p>[全般的事項(2)]</p> <p>具体的なルート、道路構造(盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。)および工事計画等の決定に当たっては、環境の保全に極力配慮するほか、周辺地域への浸水被害の防止等の自然災害対策、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。</p>	<p>具体的なルート、道路構造(盛土、切土又はトンネル等の構造をいう。以下同じ。)及び工事計画等の決定にあたっては、環境の保全に極力配慮するほか、周辺地域への浸水被害の防止等の自然災害対策、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮しました。</p> <p>(P3-31)</p>
3	<p>[全般的事項(3)]</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年建設省令第10号)および「道路環境影響評価の技術手法」に定められた内容に加え、滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)および「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)ー」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、今後決定する具体的なルート、道路構造及び工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。また、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年建設省令第10号)及び「道路環境影響評価の技術手法」に定められた内容に加え、滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)及び「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)ー」等を勘案し、適切に調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>(P10-3)</p>
4	<p>[全般的事項(4)]</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動および広域的な温室効果ガスの排出量など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。</p>	<p>周辺の既存道路近傍における騒音・振動及び広域的な温室効果ガスの排出量など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果については、一定程度見込まれると考えられますが、対象道路のみならず周辺道路を含めた広域的な評価をすべきものであり、対象道路単独の影響を評価する環境影響評価には馴染まないと考えられることから、予測・評価の対象としておりません。</p>

表 9-1(2) 方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
5	<p>[全般的事項 (5)]</p> <p>環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業により影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に関する事項については、準備書を作成するにあたり新たな事情は生じていないことから、方法書のとおり実施しました。</p>
6	<p>[全般的事項 (6)]</p> <p>環境影響評価準備書の作成に当たっては、(5)の検討の結果、最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素を、その理由とともに示すこと。また、各環境要素に係る調査地点および予測地点の位置等を具体的に地図上に示すこと。</p>	<p>「国土交通省令」では、「当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。」とされていることから、選定理由を示しています。なお、「国土交通省令」で示された参考項目のうち、選定しない項目の理由については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「休憩所の供用」に係る「水質」：本事業は休憩所の設置計画がないことから、項目を選定していません。</li> <li>・「工事の実施」及び「道路の存在」に係る「地形及び地質」：当該地域には重要な地形及び地質は存在しないことから、項目を選定していません。</li> </ul> <p>また、各環境要素に係る調査地点及び予測地点の位置等は、具体的に地図上に示しました。</p>
7	<p>[全般的事項 (7)]</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避又は低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにしました。</p>
8	<p>[個別的事項 (1)] 大気環境</p> <p>自動車の走行に係る大気質、騒音・振動の調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。</p> <p>予測地点の選定に当たっては、地域を代表する地点のほか、学校、福祉施設および病院等の配慮が必要な施設への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、必要に応じて一般地域に適用される環境基準による評価も併せて検討するなど、住居等への影響についてできる限り考慮すること。</p>	<p>自動車の走行に係る大気質、騒音・振動の調査地点の選定にあたっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行いました。(P11-1-2、P11-2-2～P11-2-3、P11-3-3)</p> <p>予測地点の選定にあたっては、地域を代表する地点のほか、学校、福祉施設及び病院等の配慮が必要な施設への影響を適切に予測及び評価できる地点を選定しました。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、住居等への影響についてできる限り考慮しました。(P11-1-19、P11-1-42、P11-1-66、P11-1-134、P11-1-146、P11-2-12、P11-2-20、P11-2-38、P11-3-8、P11-3-17、P11-3-28)</p>

表 9-1 (3) 方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
9	<p>[個別的事項 (2)] 水環境</p> <p>対象事業実施区域にはトンネル構造や盛土構造となる部分が存在していることなどから、地下水の水位・水質および内水の流れなどの水象に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。</p>	<p>本事業箇所において、湧水が大量に発生するおそれのある透水性の良い地盤は確認されておらず、掘割構造物、トンネル構造物の設置後においても、大量の湧水等が発生することは想定していないことから、地下水の水位・水質への著しい影響は生じないと考えております。</p> <p>また、今後の詳細なルートや構造等の検討にあたっては、盛土構造となる部分における内水の流れなど周辺地域への浸水被害の防止等も考慮しますので、内水の流れに著しい影響は生じないと考えております。</p> <p>なお、事業実施段階において、地下水の水位・水質の監視等を行います。地下水の水位・水質及び内水の流れなど水象に本事業が影響を与えると判明した場合には検討を行います。</p>
10	<p>[個別的事項 (3)] 動物・植物・生態系</p> <p>動物・植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、対象事業が多数の河川や水路、田園地域を横断・通過することを鑑み、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避・低減等のほか、道路への動物の侵入を防ぐ構造の設置等によるロードキルの回避・低減についても検討すること。</p>	<p>動物・植物については、重要な動植物の種及び群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種及び群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測及び評価を行いました。(P11-9-15～P11-9-17)</p> <p>生態系については、重要な動植物の種及び群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性又は特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測及び評価を行いました。</p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、対象事業が多数の河川や水路、田園地域を横断・通過することを鑑み、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避・低減等のほか、必要に応じて道路への動物の侵入を防ぐ構造の設置等によるロードキルの回避・低減についても検討しました。(P3-31)</p>

表 9-1(4) 方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
11	<p>[個別的事項(4)] 景観</p> <p>景観についての予測および評価に当たっては、各市町に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。</p> <p>身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については、集落等からの対象事業実施区域およびその周辺の見え方等についても予測および評価を行うことを検討すること。</p>	<p>景観についての予測及び評価にあたっては、各市町に適用される景観計画等、対象事業実施区域及びその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行いました。</p> <p>高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については、集落等からの対象事業実施区域及びその周辺の見え方等についても予測及び評価を行いました。(P11-10-26)</p>
12	<p>[個別的事項(5)] 文化財</p> <p>有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財などの伝承文化についても対象とし、関係機関と協議の上、適切に調査、予測及び評価を行いました。(P11-13-169)</p>
13	<p>[その他]</p> <p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>